

2024年3月26日

株主各位

大阪市西区南堀江三丁目7番22号  
株式会社WOLVES HAND  
代表取締役CEO 北井 正志

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2024年4月18日（木曜日）午前9時
2. 場 所 大阪市西区南堀江三丁目7番22号 当会社 本社 会議室
3. 目的事項  
決議事項  
議案 定款一部変更の件

上記議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社WOLVES HAND  
代表取締役CEO 北井 正志

### 2. 議案に関する参考事項

#### 議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

(1) 当社の公告方法は電子公告によるものでありますが、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法を、官報から日本経済新聞に掲載する方法に変更するものであります(変更案第5条)。

(2) 当社株式の流動性の向上および将来的な事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、変更定款第6条(発行可能株式総数)について発行可能株式総数を変更するものであります(変更案第6条)。

(3) 不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される場合においても、剰余金の配当を実施することを可能とするため、取締役会決議による剰余金の配当等が可能となることを明確にするため、変更案第40条を新設するものであります。

(4) その他、一般的な表現への修正および削除ならびに条数の変更等を行うものであります。

(5) 本定款変更は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 <u>官報</u> に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 <u>日本経済新聞</u> に掲載して行う。
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>31,696,000株</u> とする。
第7条～第11条 (条文省略)	第7条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会

第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第19条～第21条 (条文省略)	第19条～第21条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役 <u>CEO</u> 1名以上を選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役 1名以上を選定する。
2 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役 CEO を1名、役付取締役を選定することができる。	2 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役 CEO を1名、 <u>会社が定める役付取締役を若干名</u> 選定することができる。
第23条～第31条 (条文省略)	第23条～第31条 (現行どおり)
第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会
第32条～第35条 (条文省略)	第32条～第35条 (現行どおり)
第6条 会計監査人	第6条 会計監査人
第36条～第38条 (条文省略)	第36条～第38条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
第39条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第40条～第41条 (条文省略)	第41条～第42条 (現行どおり)
第8章 附則	第8章 附則
(監査等委員の責任免除に関する経過措置) 第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第3回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる <u>監査等委員(監査等委員であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第3回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる <u>監査役(監査役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
第46条 (条文省略)	第44条 (現行どおり)

以 上